

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の基本理念に沿った企業活動を行うことで、お客様をはじめとする全てのステークホルダーの満足度を高めていくことを目指しています。その企業活動を進める過程において、コーポレート・ガバナンスの確立が重要な課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エース証券株式会社	17,416,666	43.07
中村 吉孝	6,034,000	14.92
野村土地建物株式会社	2,177,000	5.38
中村 美美子	877,000	2.16
クレディ スイス アーゲー チューリッヒ レジデント トウキョウ	680,000	1.68
株式会社ファンドクリエーション	412,000	1.01
赤座 登	316,800	0.78
丸八証券従業員持株会	245,554	0.60
塚嶋 晃	232,600	0.57
日本証券金融株式会社	220,000	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

エース証券株式会社 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等においては、他の一般的取引と同様に、取締役会・経営会議等で合理的に決定しており、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

平成25年11月22日、当社とエース証券株式会社は共同株式移転の方法により経営統合を進めるべく、両社の完全親会社を設立することについて合意し、「株式移転に関する基本合意書」を締結いたしました。当初の予定が延期となり、経営統合の時期は未定ですが、引き続き経営資源の有効活用、事業効率の向上等を図り、両社の更なる利益の拡大を図るべく連携してまいります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
乾 裕	他の会社の出身者		○					○				
久米 愛樹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
乾 裕		エース証券(株)代表取締役社長	証券会社の経営者としての長年の豊富な経験を活かし、当社の親会社であるエース証券(株)を含めたグループの経営に必要な指摘、助言等を行い、当社の企業価値を高めるため、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。 当社および当社取締役となんら特別な利害関係を有しておらず、独立性が高いものと判断しております。
久米 愛樹		エース証券(株)執行役員専務 経営企画部長	証券会社での経験が長く、その高い見識から当社の内部統制システムの整備・維持等に必要な指摘、助言等を行い、当社の企業価値を高めるため、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。 当社および当社取締役となんら特別な利害関係を有しておらず、独立性が高いものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし
-------------------	----

任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査役会で決められた監査計画および方針に基づき、会計監査人と連携して本支店の往査および報告会を実施しております。各部からの独立性を維持した社長直轄部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき、各部の業務の適正性に関する内部監査を実施し、結果を社長および監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高 知昌	公認会計士													
荻野 恒久	公認会計士													
川島 修	他の会社の出身者			○										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高 知昌		(株)エース経済研究所監査役	公認会計士として事業会社における監査、財務部門での豊富な経験を有しており、適切な助言をいただけるものと考えております。また、当社および当社取締役とならば特別な利害関係を有しておらず独立性が高いものと認識しております。
荻野 恒久	○	独立役員に指定しております。 (有)コンサルティングボックス代表取締役 (株)あいけん保険サービス代表取締役 (株)ゲオホールディングス社外取締役	社外監査役の選任は、ますます多様化しつつある証券業界の経営環境に対し、業界以外の業務経験と知識・専門性を持った人材が加わることで、監査機能をより高めることにあると考えております。荻野恒久氏は、税理士および公認会計士の資格を有し、主に会計的観点から監査体制の強化を図るため、社外監査役として適任であります。また、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありません。したがって同氏と一般株主と

			の間に利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。
川島 修		エース証券(株)取締役(監査等委員) (株)エースコンサルティング監査役	証券会社での長年の豊富な経験と幅広い高度な見識により、適切な助言をいただけるものと考えております。また、当社および当社取締役となら特別な利害関係を有しておらず、独立性が高いものと認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は固定報酬制度を採用しており、業績の変動に対しての報酬は期末賞与にて調整しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、平成24年6月23日開催の第70期定時株主総会においてご承認いただいた年額2億4,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)の報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の責務と責任に応じて取締役会により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の職務を補助する組織は内部監査室とし、取締役は補助者の独立性について十分に考慮するものとしております。また、毎月の定例監査役会において、常勤監査役と情報の共有を行うとともに、不定期ながら関係部門に対して依頼される必要な調査および資料の提出を行うなど、社外監査役への協力体制には問題ないと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、日常の業務執行や監査・監督等の機能強化を図り透明性の高い企業を目指すため、次のような委員会等を設置しております。

(1)取締役会の諮問機関として、3つの委員会を設置しております。

・「コンプライアンス委員会」

本委員会は、法令遵守体制の整備・実行を目的として、平成17年9月に設置し、平成20年8月には適合性委員会を吸収いたしました。内部管理統括責任者を委員長に、常任委員と、顧問弁護士等で構成しております。

本委員会は原則として毎月1回開催し、その他個別案件の申請を受けて随時開催することができ、その協議内容については取締役会に報告しております。

・「リスク管理委員会」

本委員会は、リスク管理態勢の整備・実行を目的として、平成20年8月に設置いたしました。マネジメント本部担当役員を委員長に、常任委員と、議案によっては社外委員として顧問弁護士等で構成しております。

本委員会は原則として毎月1回開催し、その他個別案件の申請を受けて随時開催することができ、委員長が必要と認める案件に関しては、審議の結果を取締役会へ報告しております。

・「審査委員会」

本委員会は、当社職員の不祥事や各種法令・諸規則に抵触した行為等に対する審査機能を強化する目的で、平成16年11月に設置いたしました。内部管理統括責任者を委員長に、常任委員と、審議内容により、その業務内容等に詳しい役職員および顧問弁護士等を委員長の承認を得たうえでオブザーバーとして出席させることができます。本委員会は審議の結果を取締役会に報告しております。

(2) 代表取締役直轄機関として「経営会議」を設置しております。

本会議は、企業価値の向上を図るとともに、社内の透明性を確保する目的で平成17年11月に設置しました「企業価値検討プロジェクト」の呼称を平成19年11月に変更し、経営に関する事項の議論の場といたしております。マネジメント本部を事務局として、社長、取締役、監査役等で構成しておりますが、必要に応じて関係者も出席しております。本会議は、原則として毎月1回開催し、重要な事項の協議と決定を行っております。

(3) 監査・監督の機能

内部監査については、内部監査機能の強化を図るため、社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する体制を整備しております。社内検査については、営業検査室が、外部の機関と合同で検査業務を行うなど、業務の最適化を図っており、その結果については、取締役および監査役への報告ならびに対応の協議を実施することとしております。

監査役監査については、常勤監査役が中心となり取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会の職務執行を監視できる体制となっております。また、会計監査人との間では会計監査の計画についての協議を行ったうえで、監査実施結果についての報告を受けるほか、適時情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名が社外監査役であります。当該社外監査役は財務・会計・税務・法務等専門的見地から監査機能を高めることができると考えております。また、取締役8名のうち2名が社外取締役であります。金融・内部統制システムの整備・維持等の専門的見地から当社の経営に関して有益な意見の提案、チェック機能を高めることができると考えております。いずれも当社および当社取締役となんら特別な利害関係を有しておらず、独立性が高いものと認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、平成16年11月にジャスダック証券取引所（現東京証券取引所（JASDAQスタンダード））に上場して以来、代表取締役およびマネジメント本部を中心にIR活動を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース資料等IRに関する資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	マネジメント本部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理綱領（基本理念・基本方針・倫理コード・勧誘方針）および従業員服務規程を制定しております。当社は、ステークホルダーに配慮した企業経営が必要であるとの基本的な考えから、前述の経営会議を設置いたしました。企業利益の追求を目指すだけでなく、社会的な倫理観や価値観を重視しつつコンプライアンスの徹底強化と風通しのよい職場環境や制度改革に取り組むことが、あらゆるステークホルダーに対し理解されるものと考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成23年6月より毎月8日（休日の場合は前営業日）に「まるはち お掃除デー」と銘打って社内ボランティアを募り、名古屋中区新栄町にある本社前の歩道橋周辺の清掃活動を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

■ 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

一、当社は社外役員を選任しており、取締役会では常勤役員のほか社外役員も常に出席し、各々専門的な経験や知識に基づき経営に関する指導・助言を積極的に行うなど、経営に対する監視機能を果たしております。

二、取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」を設置し、法令遵守体制の状況やリスク管理体制の状況等について組織横断型の牽制機能を生かしながら指導監督を行っております。

三、法令遵守体制を実効あらしめるために、取締役は「取締役会規程」および「取締役規則」に則った行動規範により職務の執行を行っており、使用人は「倫理綱領」に基づく行動規範を旨とし、「組織規程」、「職務権限規程」および「業務分掌規程」にしたがい職務の遂行を行っております。

四、コンプライアンス体制の整備に向けた動きとして、内部監査機能の強化を図るため、社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する体制を整備しております。

五、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制は、代表取締役社長を内部統制整備・運用・評価責任者とし、内部監査室が整備・運用・評価の事務局となっております。

六、社内検査については、営業検査室が外部の検査機関と合同で検査業務を行う等、検査業務の最適化を図っております。

七、「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を設置することにより、違反行為に対する適切かつ迅速な管理体制を構築しております。

八、当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を策定し、企業および市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するとともに、外部専門機関と連携しながら関係遮断に向けた体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

一、当社は、「文書管理規程」に基づき、職務執行に係る情報の保存および管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

二、情報の管理については、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティポリシー」を定めて対応しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

一、当社は、業務執行に係る種々のリスクに関する評価・監視・管理等の重要性を認識し「リスク管理規程」やカテゴリごとに定めたリスク条項に基づいた包括的な把握に努め、所定事項を取締役に報告しております。

二、地震、風水害、テロ等の災害発生時およびその恐れがある場合は、「事業継続計画(BCP)」に基づき災害発生時等においても事業が継続でき、かつ重要な業務が中断した場合にすみやかに当該業務が再開できるよう、代表取締役社長を本部長とした「緊急対策本部」を設置し、指揮命令体系の明確化と危機管理の統括にあたります。

三、当社におけるコンピュータシステムが障害、災害等から障害を被り、業務遂行が妨げられる事態、あるいは事態が予測される場合に備えた対応体制および対応手順を策定した「コンティンジェンシープラン」を整備し、システム障害、自然災害および社会インフラ障害から被る悪影響、被害等を最小限に抑えるため、暫定対応等を含む対策を策定し、緊急時には迅速な対応を可能にする体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

一、当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、重要事項の決議および各取締役から業務執行状況の報告を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。

二、取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」の3つの委員会を設け、有効かつ迅速な職務執行体制の確立を図っております。

三、業務執行に係る重要事項の意思決定を機能的に行うため、代表取締役直轄の「経営会議」を原則として毎月1回開催し、重要な事項の協議と決定を行い、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

一、当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定するとともに、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価する体制を構築しております。

二、当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署が特定されており、内部監査室により、必要に応じて監査を実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

一、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができます。

二、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けることなく、独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制、および、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

一、当社は、経営の全般的な重要事項を協議もしくは決定する機関として、取締役会、経営会議のほか、部店長会議を随時開催し、監査役はこれら会議に出席して意見を述べる体制を整えております。また、これらの会議の開催を通じ、業務執行に係る監査役への報告機能を確保しております。

二、監査役は、代表取締役等役員および重要な使用人とのヒアリングの機会を設け、意見交換を行っております。また、会計監査人とは定期的に監査報告会を開催し、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等、緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保しております。

三、当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 一、取締役会および使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
- 二、監査役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室と定期的に意見交換し連携の強化を図っております。
- 三、監査役は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる体制を構築しております。
- 四、「監査役会規程」に従い、監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について、監査役会で決議することができる体制としております。
- 五、監査役は、職務の執行上において緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる体制としております。
- 六、監査役は、当社の全ての会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有し、監査が実効的に行われる体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を策定し、企業および市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するとともに、外部専門機関と連携しながら関係遮断に向けた体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、会社情報の適時開示にあたって、開示対象となる情報を適切に識別して網羅的に収集し、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、承認・決定等を実施したうえで、適時、適切に開示を行っております。

1. 会社情報の適時開示に係る組織等

会社情報の適時開示については、情報取扱責任者を中心に、マネジメント本部を事務局として会社情報を集約し開示する体制をとっております。

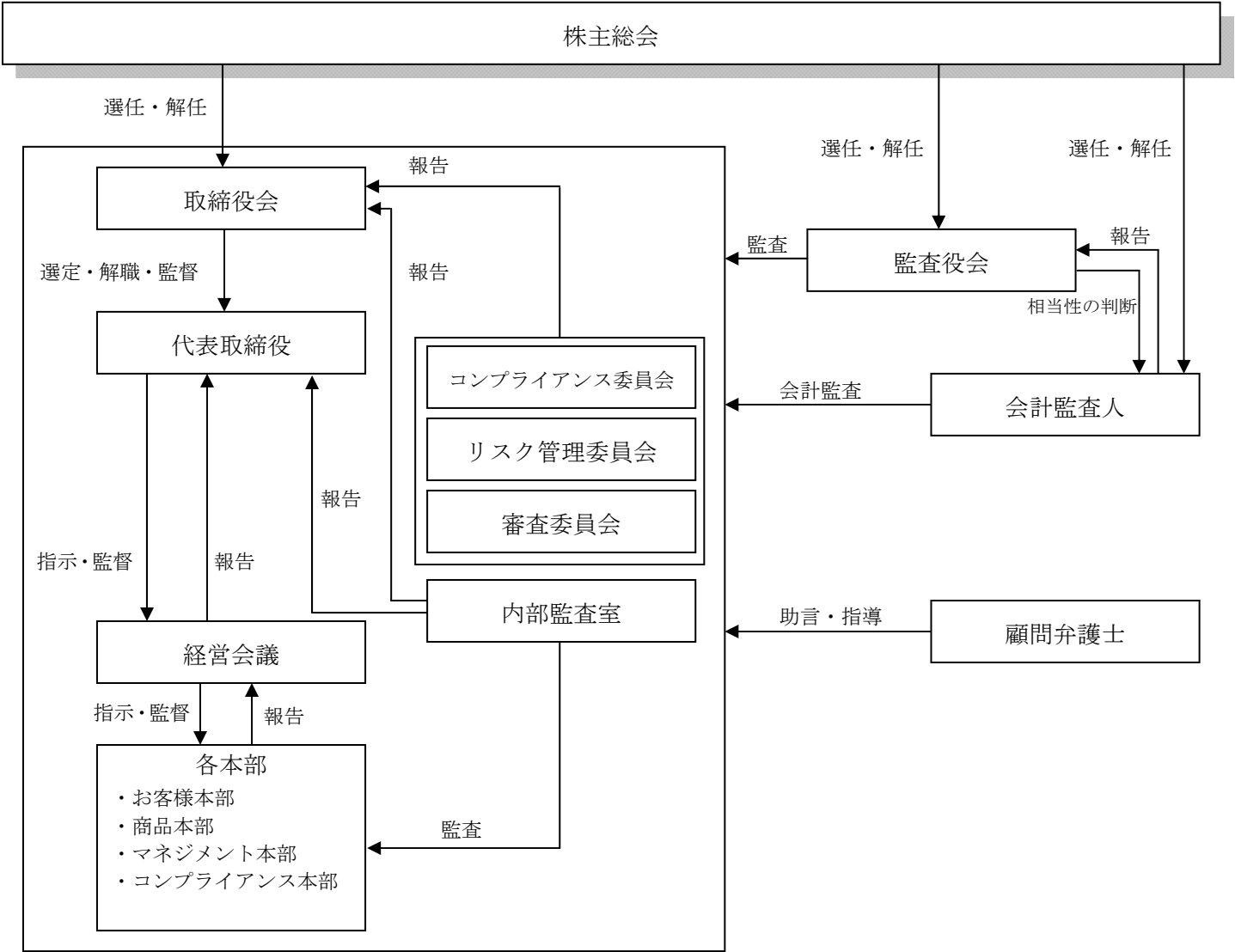
2. 重要情報の内容および管理等

会社情報および決算情報等機関決定が必要な情報については取締役会での承認や経営会議での決定を経た後、速やかに開示しております。その他、事務局に集約される重要情報については、情報取扱責任者が社長および内部管理統括責任者と協議の上、適時、適切に開示を行っております。

3. 会社情報の公表

情報開示にあたっては、東京証券取引所の「TDnetシステム」への登録を行うとともに、報道機関への公表や当社ホームページへの公表を行うなど、株主、投資者等への適時、適切な情報開示を行っております。また、有価証券報告書等は、金融庁の「EDINETシステム」を通じて情報開示いたします。

【 参考資料：模式図】



〈参 考〉会社情報の適時開示に係る社内体制の概要図

